

出産・育児のための権利と制度 男性も積極的に活用しましょう

育休は女性だけでなく、男性も取得することができます。また、育児に係る制度は、子どもが小学校を卒業するまで利用できるものもあります。これらの制度を有効に活用するには、周囲の理解も大切です。権利や制度について知ること、子育て世代の仲間を支えていきましょう。



出産するとき

●夫の出産休暇

2日間、入院等の日、出産後2週間以内。日または時間単位でもOK。

●男性職員の育児参加のための休暇

妻の出産予定日の8週間前（多胎の場合は16週間前）から産後16週間まで。5日以内で、日または時間単位でもOK。
当該子または就学前の子の養育のため。

育児のための制度

すべて男女どちらでもOK。

●部分休業

子どもが小学校就学前まで、1日2時間まで（15分単位）
勤務の始め、または終わりに続く。
育児時間をとる人は合計2時間まで。
その時間の給料は減額されます。

●育児休業

子どもは3歳になるまで。一度復帰しても、もう一回とれます。代替者が配置。ならし保育中も育児休業の対象となります。

無給ですが、1歳までは共済組合から育児休業手当金が支給されます。ただし、保育所に入所できない等の特別な事情がある場合は、2歳まで支給されます。
共済掛金（長期・短期とも）が免除されます。互助組合の掛金は免除されませんが、育児休業支援金として掛金相当額が給付。
事務引継ぎ日があります。

●育児時間

子どもが1歳6ヶ月になるまで、90分（2回に分割可）有給。

●育児にかかると早く出勤遅く勤務

子どもが小学校就学前まで。始業及び終業の時刻を15分単位で設定できる。（午前8時以後、午後5時45分以内）

●育児のための短時間勤務制度

子どもが小学校就学前まで。
1ヶ月前までに申出、非常勤代替配置。
勤務形態は選択、給料減額。

●子どもの看護休暇

中学校就学前までの子のケガ・病気の看護。予防接種、健康診断。年5日以内（子が複数の場合、10日以内）。時間単位もOK。
診断書は不要。



オープニングの和太鼓サークルやまびこ

第32回

みんなで手づくりの楽しさを 和泉親子まつり

6月2日、第32回和泉親子まつりが開催されました。オープニングでは和太鼓サークル「やまびこ」（市内の保育所の保育士有志）が、力強い和太鼓の演奏を聞かせてくれました。



「タオルの犬」製作中



泉北教組は、「タオルの犬」づくりを担当しました。子どもたちは思い思いに工夫をこらし、かわいい犬の人形を作っていました。他にも「木工広場」「竹とんぼ」「かざぐるま」「お手玉」などのコーナーがあり、多くの親子連れでにぎわいました。

泉北教組に加入して子どもと教育を守ろう！